

第六次守谷市行政改革 実施計画



平成25年3月制定

茨城県 守谷市


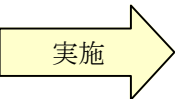

目 次


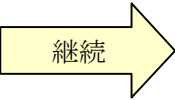
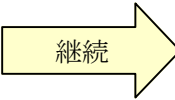
1	市民協働の推進	1
	・協働のまちづくり推進活動助成金交付制度の導入	
	・自主防災組織活動育成事業	
	・地域福祉の推進	
2	公正・透明な行政運営	2
	・広報等を活用した情報発信の充実	
3	市民ニーズに対応した行政サービスの提供	3
	・各種証明書のコンビニ交付導入	
	・福祉総合相談窓口の設置	
	・屋外広告物管理事業	
4	事務事業の再編・整理，廃止・統合	4
	・各種イベントの検証	
	・給与支払報告書の電子申告率の向上	
	・保幼小中高一貫教育の推進	
5	民間委託等の推進	6
	・施設の民間委託の推進	
	・保育の民間委託	
6	健全な財政基盤の確立	7
	・未利用地財産の売却等	
	・財政計画の目標達成に向けた財政運営	
	・滞納整理の強化による収納率の向上	
	・瓜代市民農園の使用率向上	
	・国民健康保険医療費適正化の推進	
	・学校給食費収入未済額の縮減	
7	人事管理と組織マネジメント	10
	・定員管理の適正化	
	・給与の適正化	
8	人材の育成	11
	・有能な人材の確保及び職員資質の向上	

第六次守谷市行政改革実施計画

「第六次守谷市行政改革大綱」に基づき、次のとおり行政改革実施計画を定め、行政改革に取り組むものとする。

1 市民協働の推進

1-1	実施事業	協働のまちづくり推進活動助成金交付制度の導入		
推進項目	1 市民協働の推進		主管課名	市民協働推進課
現 状	守谷市協働のまちづくり推進活動助成金交付要綱に基づき、市民、市民活動団体等が行う協働のまちづくり推進活動に対し、作業に要した燃料代、当日に要した飲料代（1人150円）の助成金を交付している。			
取組内容	市民、市民活動団体等と行政の協働のまちづくりを推進するため、市民からの寄付金と同額を市が積み立てる等の「協働のまちづくり基金」制度を導入し、この基金の活用により、市民活動団体の支援のために補助金を交付する「協働のまちづくり推進活動助成金交付制度」の導入に取り組む。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年活動度	
	 <ul style="list-style-type: none"> ・基金導入 ・助成金交付制度の検討 	 <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付制度実施 ・団体募集 ・審査、採択候補決定 	 <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付団体募集 ・審査、採択候補決定 	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政による協働のまちづくりの推進を図る。 【協働のまちづくり推進活動助成基金交付制度の導入：平成 26 年度】			
備 考				

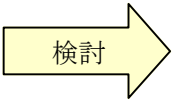
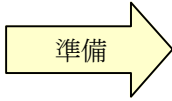

1-2	実施事業	自主防災組織活動育成事業		
推進項目	1 市民協働の推進		主管課名	交通防災課
現 状	東日本大震災後、公的機関による被災者への支援や対応等の「公助」には限界があり、地域住民一人ひとりによる、「自助」「共助」の取組みが重要視されている。このことから、「発災対応型防災訓練」を継続的に実施し、地域における「自助」「共助」の強化が求められている。			
取組内容	地域防災力を担う、自主防災組織の結成促進及び結成後数年経過している組織の資機材の再整備を図り、地域防災力を強化するために次の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・結成事業補助金は、現行どおり限度額 10 万円の補助。 ・資機材整備事業補助金は、新規結成団体の自己負担をなくし限度額 20 万円の補助。 ・結成後 5 年経過している組織には、防災資機材の購入に限り限度額 10 万円の補助。 			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	 <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の実施 ・組織結成の促進 			
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の強化を図る。 【発災対応型防災訓練実施団体：H25 年度 35 団体, H26 年度 45 団体, H27 年度 60 団体目標】 【自主防災組織：H25 年度 50 団体, H26 年度 55 団体, H27 年度 60 団体目標】			
備 考				

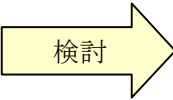
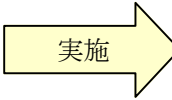

1-3	実施事業	地域福祉の推進		
推進項目	1 市民協働の推進		主管課名	社会福祉課
現 状	地域福祉の推進に向けて、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を策定した。さらに、各地域がこの計画を着実に推進できるよう、平成 24 年度に市の全職員を担当地域に割当てる「地域担当職員制度」を導入し、地域福祉の向上に取り組んでいる。			
取組内容	市民による「地区別実行委員会」の決定した取組事項（課題解決の手法等）について、各地域が行う課題解決等のための取り組みに対して、市は地域担当職員制度等による支援を行うとともに、地域福祉計画や地域福祉活動計画の実効性の向上を図る。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	・計画の推進 ・制度の検証 及び調整	・計画の推進 ・制度の検証 及び調整	・計画の推進 ・制度の検証 及び調整	
効 果 【数値目標】	・地域福祉力の向上を図る。 【計画の達成度：70%以上】			
備 考				

2 公正・透明な行政運営

2-4	実施事業	広報等を活用した情報発信の充実		
推進項目	2 公正・透明な行政運営		主管課名	秘書課
現 状	市では、行政情報の発信媒体として、「広報紙・ホームページ・メールもりや・暮らしの便利帳・行政情報モニター」等を活用しているが、インターネットを使用した情報発信手段の多様化に伴い、即時性のある情報提供が求められている。			
取組内容	広報紙作成において、市民が求める情報の効果的な発信や分かりやすい情報提供を目的として、職員一人ひとりが市の「広報人」として積極的に情報を発信できるスキルを養成するため、職員向け研修の実施及びマニュアルを作成する。 また、行政情報の発信における手法を検証し、先進自治体の実施内容を研究することで、より効果的な情報発信手段について検討していく。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	・研修の実施 ・広報マニュアル作成 ・情報発信方法及び実施体制等の検証	・情報発信手段の検証 実施		
効 果 【数値目標】	・情報発信の充実を図る。 【研修の実施、広報マニュアルの作成：平成 25 年度】 【効果的な情報発信手段の実施：平成 26 年度】			
備 考				

3 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

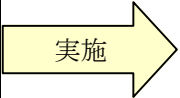


3-5	実施事業	各種証明書のコンビニ交付導入		
推進項目	3市民ニーズに対応した行政サービスの提供	主管課名	総合窓口課	
現 状	住民票等の諸証明交付については、市役所総合窓口課、北守谷・高野・郷州公民館、文化会館、保健センターの窓口での取扱（取扱時間が午前8時30分から午後5時15分）、及び日曜開庁により総合窓口課にて対応を行っているが、多様化する生活スタイルにあった市民サービスの向上において、諸証明等の窓口拡大、取扱時間の延長及び祝日窓口の開設等に適した対応が求められている。			
取組内容	マイナンバー制度導入に合わせて、コンビニ交付（※現行：住民基本台帳カードを利用して、住民票の写し等の各種証明書がコンビニエンスストアで取得できるサービス）の検討及び導入を進める。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> 多様な窓口サービスによる利便性の向上、窓口の混雑緩和を図る。 【平成 27 年度導入見込み】			
備 考	※当該事業については、「マイナンバー法案」の成立により住民基本台帳カードから個人番号カードへの切り替えが必要となるため、今後の法案の動向を見極める必要がある。 [年次計画は、総務省個人番号企画室の通知(H24. 11. 20)を踏まえたもの。]			




3-6	実施事業	福祉総合相談窓口の設置		
推進項目	3市民ニーズに対応した行政サービスの提供	主管課名	介護福祉課	
現 状	現在の福祉関係相談窓口は、相談内容により担当課が分かれている。（例：高齢者・介護保険関係は介護福祉課、障がい・生活保護関係は社会福祉課、児童関係は児童福祉課等。） 市民が福祉関係の相談のために市役所を訪れた際、どこの窓口に行けばよいか分からない、といった意見がある。また、相談内容が多様で複雑な内容となっているため、一つの相談で複数の課が関係する相談内容が増えている。			
取組内容	福祉に関する総合相談窓口を設置する。そのため、窓口設置における課題や問題点の整理・検討を行うとともに、窓口運営にあたっての窓口体制や職員配置等の検討・調整を行うことにより、福祉関係の市民相談に際して円滑な対応が行える窓口体制を確立する。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> 窓口サービスの充実を図る。 【福祉総合相談窓口の設置：平成 26 年度】			
備 考				

3-7	実施事業	屋外広告物管理事業		
推進項目	3 市民ニーズに対応した行政サービスの提供	主管課名	都市計画課	
現 状	茨城県屋外物広告物条例により、申請受理及び許可等を実施している。平成 22 年度に、市内の屋外広告物一斉調査及びデータ化を実施し、違法な広告物（未申請含む）が、約 7 割（約 700 件）存在していることが判明した。			
取組内容	景観計画に即した守谷市屋外物広告条例を制定し、これを契機に屋外広告物に関して、市民にわかりやすいマニュアル及びパンフレットを作成し、理解を求めると同時に、違法な広告物の是正指導を実施し、良好な都市環境の形成を図る。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
		是正方針の 検討 		
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市環境の形成を図る。 ・交差点等禁止区域の屋外広告物を無くし、交通の安全性を確保する。 【(申請件数 230 件⇒400 件) 手数料の増額も見込まれる。平成 30 年度 900 件】			
備 考				

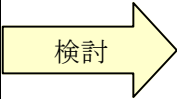
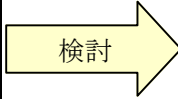
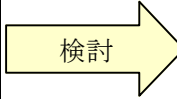
4 事務事業の再編・整理、廃止・統合

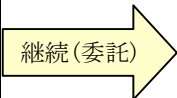
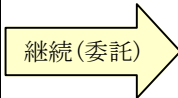
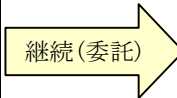
4-8	実施事業	各種イベントの検証		
推進項目	4 事務事業の再編・整理、廃止・統合	主管課名	総務課	
現 状	各課単位で行ってきた 3 つのスポーツ大会の統合や、商工観光イベントを外部団体（商工会）と共同で開催したことにより、人件費等の経費削減が図られるなど、より効率的なイベント開催を実施することができた。			
取組内容	これまでに統廃合が実現したイベントの検証を引き続き行うとともに、その他のイベントについても統廃合を推進する。また、事務事業に掲げる各イベントにおいて、十分な成果が得られているか、効果的・効率的な運営が行われているかなどを検証し、必要に応じて改善を図る。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
		・イベントの 調査, 検証 	・改善策等の 実施 	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・経費（人件費・事業費）の削減及び効率的な事業やイベントの運営を図る。 【改善等の実施：平成 26 年度】			
備 考	※統廃合したイベント〔平成 22 年度〕 ・商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～（主催：実行委員会） ・健康スポーツフェスティバル（主催：市）			

4-9	実施事業	給与支払報告書の電子申告率の向上		
推進項目	4 事務事業の再編・整理、廃止・統合	主管課名	税務課	
現 状	平成 22 年度に国税連携システムが確立されて確定申告書は全て国税庁から市に電子データで送信されるようになったが、「給与支払報告書」の提出は平成 24 年度分の電子申告率が 27.27%に留まっている。 事業所は e L T A Xにより「給与支払報告書」を市へ送信ができるが、市から事業所へ「課税決定通知」の電子データの送信が未対応の状況にある。			
取組内容	市の税務システムが、e L T A Xとシステム連携が行えるように改修することにより、市から事業所へ「課税決定通知」の電子データの送信を可能にする。 システム改修後は、電子受付と決定通知の相互電子化を事業所に周知（P R）することにより、一層の電子申告率の向上を促す。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	 <ul style="list-style-type: none"> 相互電子化システムの導入 電子申告の周知 	 <ul style="list-style-type: none"> 電子申告の周知 	 <ul style="list-style-type: none"> 電子申告の周知 	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告率の向上による課税事務の簡素化・効率化を図る。 【給与支払報告書の電子申告率：40%以上】 			
備 考	※e L T A Xとは地方税の申告等をインターネットの利用により電子的に行うシステム			

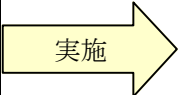

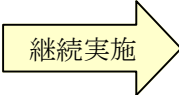
4-10	実施事業	保幼小中高一貫教育の推進		
推進項目	4 事務事業の再編・整理、廃止・統合	主管課名	指導室	
現 状	平成 17 年度から「共にすすめる小中連携教育推進事業」として、小学生が中学校に進級する際に抱く不安を取り除き、夢と希望をもって地元の中学校に入学できるよう、小中学校が連携して、出前授業や体験授業、母校ボランティア等、様々な交流活動を行ってきた。 しかし、小中の連携だけでは、今の諸問題への対応が困難な状況になってきたため、保育所・幼稚園から義務教育 9 年間、さらには高校生活 3 年間を含めた一貫的連携教育が必要となってきている。			
取組内容	各中学校区を中心として同一教育目標による小中一貫教育の強化を図る。次に、保育所・幼稚園と小学校、さらに中学校と守谷高校を連携させ、学力向上を目指すとともに、生活指導や生徒指導が連動することにより、子どもたちの問題行動の解消体制を整備する。 保育所・幼稚園から小・中学校、さらに高校まで、個の生活・学力等の情報を各段階で共有し、個々の事案に対し一貫した対応が行える一貫的連携教育の体制づくりを行う。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	 <ul style="list-style-type: none"> 関係各所の調整 	 <ul style="list-style-type: none"> 保幼と小中学校間の体制確立 	 <ul style="list-style-type: none"> 小中学校と高校間の体制確立 	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> 学力の向上、生活指導や生徒指導の連携 【中学校不登校率：3.52%（H23 年度）⇒3.00%（H27 年度）】 【学校が楽しいと思う割合：小学生（95.0%⇒95.0%）、中学生（89.5%⇒92.0%）】 			
備 考				

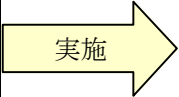
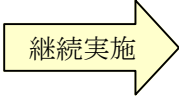
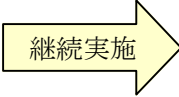
5 民間委託等の推進

5-11	実施事業	施設の民間委託の推進		
推進項目	5 民間委託等の推進	主管課名	総務課	
現 状	公の施設や業務の民間委託等を検討してきた結果、公民館や障がい者福祉センターに指定管理者制度を導入し、放課後子どもプラン運營業務の民間委託により、市民サービスの向上を図るとともに、事務業務の効率化に努めた。			
取組内容	今後、未導入の公の施設等について指定管理者や民間委託を活用することで、更なるサービス向上と事務事業の効率化を検討し、積極的に民間委託を活用していく。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
効 果 【数値目標】	・市民サービスの充実、事務効率化による経費削減			
備 考				

5-12	実施事業	保育の民間委託		
推進項目	5 民間委託等の推進	主管課名	児童福祉課	
現 状	認定子ども園などの保育制度改革、人口動態や要保育児童数などの社会変化に対応するための検討を行い対処する必要がある。 既存民間保育所の運営内容を把握し適切な指導をしている。			
取組内容	保育所待機児童の解消を図るとともに、民間活力による保育サービスの充実に取り組む。また、公立保育所と民間保育所の役割を明確化して、平成 27 年度に土塔中央保育所の委託（廃所）方針を決定する。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 ・民間保育園 2 園の開園 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 ・土塔中央保育所の委託（廃所）方針決定 	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消 ・保育サービスの充実 【土塔中央保育所の方針決定：平成 27 年度】			
備 考				




6 健全な財政基盤の確立

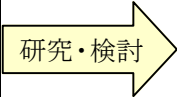

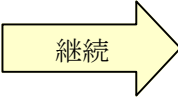
6-13	実施事業	未利用地財産の売却等		
推進項目	6 健全な財政基盤の確立		主管課名	財政課
現 状	守谷駅周辺の市有地をはじめ、売却可能未利用地約 6,000 m ² （約 9 億円）を毎年度約 1 億円ずつ売却している。			
取組内容	今後とも利用計画のない未利用市有地の売却または、有効活用を図り、自主財源の確保を図る。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保を図る。 【売却については、予定額を毎年度 1 億円とする。】 			
備 考				

6-14	実施事業	財政計画の目標達成に向けた財政運営		
推進項目	6 健全な財政基盤の確立		主管課名	財政課
現 状	財政計画の目標を確実に達成するために、収入動向を精査し、それに応じた収支計画の見直しを行い、健全な財政運営を図っている。			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 33 年度末における財政調整基金を 10 億円確保する。 ・ 単年度収支の均衡と公債費を抑制する。 ・ 経常収支比率及び実質公債費比率を抑制する。 			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な財政運営を図ることにより、安定した行政運営を行う。 【平成 33 年度末における財政調整基金 10 億円を確保】 			
備 考				

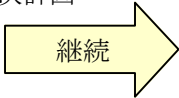
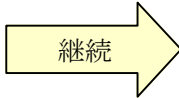
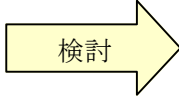
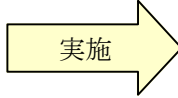
6-15	実施事業	滞納整理の強化による収納率の向上		
推進項目	6 健全な財政基盤の確立	主管課名	納税課	
現 状	納税意識の薄い納税義務者は滞納処分の強化により減少している一方で、平成 24 年度 6 月現在、2,747 件約 8 億 1 千 2 百万円の滞納繰越金がある。今後は、税負担の公平性と税収の確保を図るため、更なる収納率向上が求められている。			
取組内容	滞納整理の強化。特に過年度未納分の徴収率を対前年比 1%向上させる。方法としては預金・給与等の差押強化、実態調査を行い滞納処分の判断を適宜見極める。また現年度については口座振替を推進し滞納繰越額の縮減に努める。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	継続実施	継続実施	継続実施	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> 税負担の公平性及び税収確保を図る。 【過年度滞納分の徴収率を対前年比 1%向上】 【平成 23 年度末 27.6% ⇒平成 27 年度末 30%】 			
備 考				


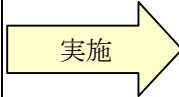

6-16	実施事業	瓜代市民農園の使用率向上		
推進項目	6 健全な財政基盤の確立	主管課名	経済課	
現 状	福島第一原子力発電所事故における放射性物質の影響もあり利用者が減少している。			
取組内容	野菜類の放射性物質の測定を継続的に実施して安全性の確認を行い、農園利用者の不安の解消を図るとともに、イベント等により農園のPRを積極的に行っていく。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	実施	・PR活動等の実施 継続実施	継続実施	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> 施設の有効活用と財源の確保を図る。 【農園の目標使用率：現状 62.8% ⇒85%以上】 			
備 考				

6-17	実施事業	国民健康保険医療費適正化の推進		
推進項目	6 健全な財政基盤の確立		主管課名	国保年金課
現 状	国民健康保険特別会計は、構造的な問題に起因して税収の伸びは期待できない半面、医療費は増加の一途を辿っており、一般会計からの法定外繰入金が増加も顕著となっている。現在、法定外繰入金のあり方を検討しているが、国民健康保険財政健全化に向けた取り組みとして、医療費適正化のさらなる推進も必要となっている。			
取組内容	医療費適正化のさらなる推進のため、これまでも実施してきた下記事業を、この3年間に特に力を入れて取り組む。 1 ジェネリック医薬品の利用促進 2 国民健康保険特別会計にかかる財政状況の積極的な周知 3 特定健診受診率・保健指導率の向上			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	実施 	継続実施 	継続実施 	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤の健全化を図る。 1 ジェネリック医薬品の利用促進 【数量ベース：30.8%（H24年9月末）⇒目標値36%】※ 2 国民健康保険特別会計にかかる財政状況の積極的な周知 【四半期毎に財政状況に関する周知を実施する（年4回）】 3 特定健診受診率・保健指導率の向上 【受診率45.4%、保健指導率20.2%（各H23年度末）⇒受診率52.0%、保健指導率30.0%】 			
備 考	※「ジェネリック医薬品の利用促進」国の目標値は30%以上〔平成24年度〕			


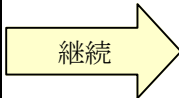

6-18	実施事業	学校給食費収入未済額の縮減		
推進項目	6 健全な財政基盤の確立		主管課名	学校給食センター
現 状	学校給食費の滞納者に対し滞納整理を実施しているが、その滞納額は年々増加している。給食費納入の促進策として、保護者から「学校給食費納入確約書」を提出していただいている。今後も、引き続き滞納整理を強化していく必要がある。			
取組内容	学校給食費納入確約書に基づき、滞納整理の強化を図る。 滞納整理における事務手続きがスムーズに処理できる、税務の不能欠損処分当たる制度（必要があれば条例・規則等を制定）の実施に向け、先進事例等の調査・研究に基づく検討を行う。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	研究・検討 	検討・実施 	継続 	
効 果 【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費滞納の解消を図る。 【収納率：現年度100%をめざす。】 【制度の実施：平成26年度】 			
備 考				

7 人事管理と組織マネジメント（組織，定員，給与等）

7-19	実施事業	定員管理の適正化		
推進項目	7人事管理と組織マネジメント	主管課名	総務課	
現 状	平成 22 年 4 月に策定した「第二次守谷市定員適正化計画」に基づき、適正な定員管理を行うために、業務の民間委託や退職者補充の抑制等に取り組んでいる。 その結果、類似団体における普通会計部門の比較では、職員数が約 10%少ない人員において的確な行政運営を行っている。			
取組内容	業務の民間委託や指定管理者制度等の推進，再任用制度や臨時職員の活用，更には組織の機構改革等の実施などにより適正な定員管理に努める。 なお，現行の計画は平成 26 年度を目標年次としていることから，平成 27 年度を初年度とする第三次定員適正化計画を平成 26 年度に策定する。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	第二次計画 			
		第三次計画 		
効 果 【数値目標】	・適正な人員配置により効率的・効果的な行政運営を図る。 【平成 22 年 4 月 1 日時点の職員数 340 名を，5 年間で 335 名の 5 名減とする。】			
備 考				

7-20	実施事業	給与の適正化		
推進項目	7人事管理と組織マネジメント (組織, 定員, 給与等)	主管課名	総務課	
現 状	「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針の策定について（新地方行政改革）」を踏まえ，月額支給の特殊勤務手当の点検，見直しを要する。			
取組内容	特殊勤務手当において，勤務形態や業務内容の変化等により，著しく特殊な勤務とはいえないものや，勤務の特殊性が薄れたものなどの点検，見直しを行う。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
効 果 【数値目標】	・公平で適正な給与支給を図る。 【手当ての見直し：平成 26 年度】			
備 考	※月額支給となっている特殊勤務手当 保健師業務 1,500 円/月，保育士業務 1,000 円/月，給食調理業務 1,000 円/月 福祉事務所業務 4,700 円/月，子ども療育教室 1,000 円/月			

8 人材の育成

8-21	実施事業	有能な人材の確保及び職員資質の向上		
推進項目	8人材の育成	主管課名	総務課	
現 状	守谷市人材育成基本方針に基づき、幅広い行政能力や高度な専門知識の習得などを目的とした研修や専門職の養成、採用を図っている。			
取組内容	①職員研修の実施 ・階層別研修や特別（専門）研修を計画的に行い、職員全体の資質・能力の向上を図る。 ・職員自らが希望する研修会への参加の支援を行い、職員のやる気を養う。 ②専門職の養成・採用 ・多様化する行政需要への柔軟な対応が求められるため、専門職の養成・採用を行う。			
年次計画	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				
効 果 【数値目標】	・職員の資質向上、組織の目標達成（市民サービスの向上等につながる）に貢献する。 【階層別研修：各年 10 課程実施】 【特別研修：42 人⇒50 人】			
備 考				